

2024年7～9月株主総会 議案別議決権行使指図結果(日本株)

JPモルガン・アセット・マネジメントが、2024年7～9月に開催された株主総会において、議決権行使指図を行った結果は以下のとおりです。

投資信託口座と投資一任契約に係る議決権行使合算

●会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	反対棄権等 合計(E) (B+C)	議案合計(F) (A+B+C+D)	反対比率 (E/F) %
会社機関に関する議案	取締役の選解任(※1)	23	6	0	0	6	29	20.7%
	監査役の選解任(※1)	0	0	0	0	0	0	-
	会計監査人の選解任	1	0	0	0	0	1	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬(※2)	0	0	0	0	0	0	-
	退任役員の退職慰労金の支給	0	0	0	0	0	0	-
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	0	1	0	0	1	1	100.0%
	組織再編関連(※3)	0	0	0	0	0	0	-
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	0	0	0	0	0	-
	その他 資本政策に関する議案(※4)	0	0	0	0	0	0	-
定款に関する議案		1	0	0	0	0	1	0.0%
その他の議案		0	0	0	0	0	0	-
合 計		25	7	0	0	7	32	21.9%

(※1) 原則的に子議案(候補者)ごとの賛否等の件数を集計することとする

(※2) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(※3) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※4) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

●株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	議案合計(E) (A+B+C+D)	賛成行使比 率 (A/E) %
会社機関に関する議案	取締役の選解任(※5)(※6)	0	0	0	0	0	-
	監査役の選解任(※5)	0	0	0	0	0	-
	会計監査人の選解任	0	0	0	0	0	-
役員報酬に関する議案	役員報酬(※7)	0	0	0	0	0	-
	退任役員の退職慰労金の支給(※8)	0	0	0	0	0	-
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	0	0	0	0	0	-
	組織再編関連(※9)	0	0	0	0	0	-
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	0	0	0	0	-
	その他 資本政策に関する議案 (※10)	0	0	0	0	0	-
定款に関する議案		0	0	0	0	0	-
その他の議案		0	0	0	0	0	-
合 計		0	0	0	0	0	-

(※5) 原則的に子議案(候補者)ごとの賛否等の件数を集計することとする

(※6) 監査委員会を含む

(※7) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等、役員報酬額の開示を含む

(※8) 退職慰労金の削減を含む

(※9) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※10) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

【議決権行使結果の概況】

原則として当社の議決権行使基準に則り、当期間中は行使対象企業3社の全ての議案に対して、賛成もしくは反対として議決権を行使しました。2024年4月の議決権行使基準の改定では、取締役会において女性取締役が複数名選任されていない場合に、社長等、代表取締役の選任に反対する旨の改定を行なったほか、気候変動が戦略および財務上の重大なリスクであると判断される企業において、気候変動にかかわるリスク及び収益機会についての開示が十分ではない場合に、責務を負うべき取締役に反対票を投じる方針を新たに加えました。当社及び当社グループにおける現行の議決権行使基準は以下に掲載している通りです。

<https://am.jpmorgan.com/jp/ja/asset-management/per/corporate-governance/proxy-voting/>

<https://am.jpmorgan.com/content/dam/jpm-am-aem/global/en/institutional/communications/lux-communication/corporate-governance-principles-and-voting-guidelines.pdf>

- 当社の方針に従って、会社提案に反対したケースとして、以下の事例等があげられます。
 - ・取締役会において責務を果たすための資質に対する懸念が払しょくできない取締役の選任
 - ・独立性が担保出来ない社外取締役および社外監査役候補
 - ・社外取締役の比率が総会後の取締役会で過半に満たない企業の社長等、代表取締役の再任
 - ・自己資本比率が高く、更なる内部留保の蓄積を要しないにもかかわらず、総還元性向が低いと判断した企業の取締役の再任
- 当社は、2014年5月に日本版ステュワードシップ・コードの受け入れ表明を行い、ステュワードシップ責任を果たすため、企業との建設的な対話に努めています。企業との対話における議題の事例は以下を含みます。
 - ・ガバナンス体制（サクセッションプラン、取締役会ならびにその委員会の独立性や多様性、スキルバランス、取締役会の実効性等）
 - ・政策保有株式に関する取締役会の認識と削減方針等
 - ・資本政策（M&Aを含む戦略的投資、財務体質健全化、株主還元拡充のバランス等）
 - ・中長期的なビジョンや事業戦略について（ビジネスモデルの転換の必要性や方法、サステナビリティ戦略の策定・統合等）

当社グループでは、ESGの要素が企業価値の維持・向上に影響を及ぼすとの考えのもと、ガバナンス（Governance）に加えて、環境（Environment）や社会（Social）課題への対応状況についても対話を行っています。具体的に対話を行っている内容は下記の通りです。

- ・重要な環境課題への対応（気候変動リスクや機会に対応した中長期的な戦略、TCFDに則った開示、GHG排出量の管理、エネルギー効率の改善、自然資本への依存、廃棄物削減や管理等）
- ・企業の人材確保や育成に関しての考え方と対策（ダイバーシティの確保、働き方改革、賃金格差是正等）
- ・人権に配慮した調達、サプライチェーンマネジメント（人権方針、調達ガイドライン等）

● 経営陣を中心とする企業との直接対話を継続的に行うなかで、当社の問題意識に関する働きかけを行っています。株主還元を含む資本効率性に関する考え方、対外コミュニケーションのあり方など、企業姿勢の変化を促すには継続的な対話を根気よく続けることの必要性を感じています。ステュワードシップ責任を果たす上で、グローバルのステュワードシップ担当者との連携を密にし、グローバルのベストプラクティスへの理解を深めるとともに、知識習得の機会を増やすことも意識しており、ガバナンス関連の対話（企業、ガバナンス専門家）、外部セミナー参加等に努めています。政策保有株式の削減の促進に向けて、2024年には、アジア・コーポレートガバナンス協会（Asian Corporate Governance Association: ACGA）の日本企業の政策保有株式に関する提言（公開書簡）に署名しました。また2022年より、国連責任投資原則（Principles for Responsible Investment: PRI）が新たに設立した協働エンゲージメント・イニシアティブ「Advance」に参画しており、人権リスクが高い企業に対し、人権尊重に向けた取組みを促進するための対話を実施しています。このほか、気候変動に関するアジア投資家グループ（AIGCC）や30% Club Japanなどのイニシアティブにも参加し、他の運用機関と協働して投資先企業のサステナビリティの向上を後押ししています。